

大分県報

令和八年
九月一日
（六二）

（火曜日）

目次

規則

大分県林地開発許可制度実施規則の一部改正 一

告示

大分県林地開発許可審査要領の一部改正 二

規則

大分県林地開発許可制度実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第五十三号

大分県林地開発許可制度実施規則の一部を改正する規則

大分県林地開発許可制度実施規則（昭和五十年大分県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整池等」を「防災施設等（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調整池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。以下同じ。）」に、「施設を」を「防災施設等を」に改め、同条第十一号中「施設」を「防災施設等」に改め、同条第十三号を次のように改める。

十三 防災施設等の維持管理の方法（開発行為の施行中及び完了後における維持管理の方法について記載すること。）

第三条の二第一項に次の一号を加える。

八 法第十条の三第一項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類

第三条の二第二項から第四項までの規定中「防災施設」を「防災施設等」に改める。
別表の第二の第九号中「仮設防災施設」を「仮設の防災施設等」に、「当たって」を「おいて、防災施設等のうち」に、「えん堤、排水施設」を「排水施設、えん堤」に、「について仮設の防災施設」を「であって、仮設のもの」に、「を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行う」を「が明らかにされており、かつ、設計が本設の防災施設等を設置する場合に準じて行われている」に改め、同表の第二の第十号を次のように改める。

十 防災施設等の維持管理

1 開発行為の施行中において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該防災施設等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

2 開発行為の完了後においても維持すべき防災施設等の維持管理の方法について、1と同様に計画書に記載されていること。

別表の第三の第二号中「仮設防災施設」を「仮設の洪水調整池等」に、「当たって」を「おいて、防災施設等のうち」に、「について仮設の防災施設」を「であって、仮設のもの」に、「を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行う」を「が明らかにされており、かつ、設計が本設の洪水調整池等を設置する場合に準じて行われている」に改め、同表の第三の第三号を次のように改める。

三 洪水調整池等の維持管理

1 開発行為の施行中において、設置した洪水調整池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該洪水調整池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

2 開発行為の完了後においても維持すべき洪水調整池等の維持管理の方法について、1と同様に計画書に記載されていること。

別表の第四に次の二号を加える。

三 仮設の貯水池等の設置等

開発行為の施行において、防災施設等のうち、水の確保のために必要な貯水池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の貯水池等を設置する場合に準じて行われていること。

四 貯水池等の維持管理

1 開発行為の施行中において、設置した貯水池等が十分にその機能を発揮できるよ

令和八年九月一日

大分県報号外（規則）

う、当該貯水池等の点検、損傷箇所修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

- 2 開発行為の完了後においても維持すべき貯水池等の維持管理の方法についても、1と同様に計画書に記載されていること。

別表の第五の第一号中「開発対象区域に」の下に「において」を加え、「相当面積の」を削り、「造成する」の下に「相当面積の」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にされた開発行為の許可申請については、なお従前の例による。

○ 告 示

大分県告示第三百六十二号

大分県林地開発許可審査要領（令和五年大分県告示第三百二十号）の一部を次のように改正する。

令和八年九月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第四の2中「防災施設」を「防災施設等」に改める。

第八中「相当面積の残置し、又は造成する森林又は緑地」を「残置森林等」に改める。

第八の3の表の太陽光発電設備の設置の項の事業区域内における残置森林等の割合の欄を次のように改める。

- 一 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が四〇ヘクタール未満の場合は、森林率はおおむね二五パーセント（残置森林率はおおむね一五パーセント）以上とする。

二 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が四〇ヘクタール以上の場合は、残置森林率はおおむね六〇パーセント以上とする。

第八の3の表の太陽光発電設備の設置の項の森林の配置等の欄第一号中「配置し、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が二〇ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね幅三〇メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね三〇メートル以上の幅のうち一

部又は全部は残置森林）を」削り、同欄第二号中「を配置する」を「（ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が四〇ヘクタール以上の場合は、四のとおり全て残置森林）を配置する。この場合における「一箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備（当該設備に付帯する設備を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地のための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする」に改め、同欄に次の二号を加える。

- 三 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が二〇ヘクタール以上四〇ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部におおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね三〇メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。

- 四 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が四〇ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね三〇メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。

第八の7中「さらに、3の表に規定する残置森林等の割合及び森林の配置等は、施設の増設及び改良を行う場合であっても適用されるものであること」を「なお、残置森林等については、森林の公益的機能の発揮のために確保されるべきものであることから、当該森林における開発行為は原則許可しないこととする。事業者から施設の増設等に係る開発許可の申請があった場合は、残置森林等の面積等が下回らないと認められるものに限って許可を行うものとする」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前にされた開発行為の許可申請に係る審査について必要な事項は、なお従前の例による。